

戸籍法の見直しに関する要望

第1 戸籍・除籍の謄抄本等の交付請求について

1 平成17年6月 兵庫県

行政書士など法務省令で定める者が戸籍謄本等の職務上請求を行う場合には、請求事由を明らかにすることなく、請求できる統一請求用紙の制度が認められているが、重大な人権侵害に結びつく可能性のある個人情報漏洩するなど、制度を悪用した不正請求事件が発生している。このため、統一請求用紙の目的に沿った適正な使用を徹底する等の請求手続きの適正化について、行政書士をはじめとするこれらの者の組織する全国連合会を指導・監督するなど、適切な措置を求める。

2 平成17年7月 全国事件同和行政促進協議会

「職務上請求書」の不正使用により戸籍謄本等を取得し、個人情報を横流ししたうえ報酬を得るといった事件が各地で発生している。更に、流出した個人情報が身元調査など大変悪質な差別行為に使用されており、加重的な人権侵害を引き起こしている。

監督する団体に対し、「職務上請求書」の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、なお一層の徹底を図るとともに、不正使用の再発防止に向けて、必要な措置を講じられたい。

3 平成17年9月 愛知県・愛知戸籍住民基本台帳事務協議会

近年の高度情報化社会の急速な発展や本年4月の個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴い、住民のプライバシーに対する関心が高まる中、住民基本台帳法による住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度（住民基本台帳法第11条）及び住民票の写し等の交付制度（住民基本台帳法第12条及び第20条）や戸籍法による戸籍謄本等の交付制度（戸籍法第10条）についても、これまで以上に慎重な対応が求められております。

このような中、本年3月に、愛知県内において住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度を悪用し、母子家庭世帯の女兒に暴行した男が逮捕されるという事件が発生しました。

また、4月以降、本県内の行政書士を含め、複数の行政書士により職務上請求用紙が不正に使用され、全国的に住民票の写しや戸籍謄本等が不正に取得された事実も発覚しております。

住民基本台帳は、何人でもその一部の写しの閲覧を請求でき、市町村長は請求を拒むに足る相当な理由がなければ拒否できないとされております。また、行政書士等の一定の資格者は、職務上であれば請求事由を明らかにすることなく、住民票の写しや戸籍謄本等の交付を受けることが可能とされております。法により規定されたこれらの制度が悪用され、住民のプライバシーや権利が著しく侵害されたことは大変ゆゆしき問題であり、大きな危機感を抱いているところであります。

各市町村では、このような事が二度と起こらないよう、住民基本台帳の一部の写しの閲覧に供する書類の並び順を変更したり、閲覧請求及び交付請求に関する審査を厳格化するなど、できる限りの対応をしているところですが、正当な請求を装い制度を悪用しようとする者を市町村の窓口で全て排除することは困難であり、現行制度を前提とした市町村の運用だけでは解決できない限界があることも事実であります。

よって、慎重に取り扱われるべき住民の情報を不正から守り、居住関係の公証制度である住民基本台帳の制度及び身分関係の公証制度である戸籍の制度をより適切に運用していただくため、下記のとおり要望します。

記

- ① 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関して、原則として閲覧を禁止する抜本的な制度改正を早急に行うこと。
- ② 住民票の写し及び戸籍謄本等の交付に関して、行政書士等の一定の資格者からの職務上の請求についても、請求事由の明示を義務付けること。

4 平成17年9月 静岡県藤枝市議会

戸籍法では戸籍の謄抄本または記載事項に関する証明書の交付を、住民基本台帳法では住民票の写しの交付や台帳の一部の写しの閲覧を、何人でも請求することができることとなっており、現行法は原則公開の立場をとっている。

しかし、高度情報化社会の急速な状況変化等により、原則公開制度を悪用したり悪徳商法や不幸な犯罪事件等にまで発展している例が顕著になっており、

国民生活に多大な影響と不安を与えている。また、プライバシーの侵害や差別の恐れから個人情報の保護を求める意識が一層高まっている。

よって国においては、これら二法を原則非公開にし、専門的な職に携わるものの例外的な請求者の範囲や請求理由を厳しく規定すると共に、不正使用者にいま以上の厳罰を処し、一般国民の立場にそわない安易な商業活動等への利用を制限する内容で、抜本的な法の改正に早期に講じるよう強く要望する。

5 平成17年10月 全国連合戸籍事務協議会

今般、統一請求用紙が興信所に不正譲渡されていた事実や有資格者が興信所等から依頼を受けて統一請求用紙を不正に使用し戸籍謄本等を入手していた事実が相次いで発覚している。

これを受け、法務省及び総務省から関係8団体に対し「統一請求用紙の適正な使用管理について」通知が行われ、使用目的・提出先の具体的な記載についての依頼がされたところである。

しかしながら、戸籍法施行規則第11条第3号、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条等により、弁護士、司法書士等有資格者が職務上請求する場合については、請求事由の明示が不要とされており、前段の通知内容と合致しない。

については、有資格者からの請求に対する審査が、容易かつ厳重に行えるようにするため、請求事由の詳細な明示を必要とするよう、法改正等を含む対応策を講じるよう要望する。

また、戸籍の届出について、全国的に本人確認を実施しているが、戸籍の謄抄本の交付申請については、本人確認を実施していない自治体も多いのが現状である。戸籍の謄抄本のなりすましによる不正取得は、個人のプライバシーを侵害するものであり、不正に取得された戸籍の謄抄本を使用した虚偽の届出の契機となる可能性もある。

そのため、戸籍の謄抄本の交付申請においても、申請者の本人確認を全国的に実施するよう要望する。

6 平成17年10月 近畿市長会

個人情報保護の観点から、戸籍謄抄本及び住民票の写しの請求について、弁護士等からの職務上請求についても、請求事由の明示を必要とするよう制度を

改正するなど適切な措置を講じること。

第2 戸籍の届出の際の本人確認について

1 平成17年9月 宮城県市長会

平成15年3月の法務省通達により、虚偽の戸籍届出を未然に防止するための方策として、戸籍の届出における本人確認等の取扱いについての指針が示され、戸籍届出の際の本人確認が全国的に実施される運びとなった。

しかしながら、この通達は緊急かつ暫定的な措置という位置付けであることから、より実効性、確実性を担保することが強く求められる。

よって、国は、戸籍届出の際の本人確認のための法制度を早期に創設するよう要望する。

2 平成17年10月 全国連合戸籍事務協議会

戸籍の届出における本人確認の全国的な実施から1年が経過するが、当該取組みについては、一定の抑止効果を認めるものの不正な届出の完全防止にはいまだ至っていない。通達上も「緊急かつ暫定的な措置」という位置付けで、各自治体の運用にも温度差があるのが実状である。

この間にも、多重債務者に虚偽の婚姻や養子縁組等で氏を変えさせ、金融機関から融資を受けさせる、いわゆるリセット屋等の組織的犯罪が横行し、新たな社会問題へと発展している。

このため、本人確認を全国一律に実施する制度を創設し、不正な届出を完全に防止するための法整備を引き続き要望する。

3 平成17年10月 政令指定都市

戸籍は、国民の身分関係の発生、変更、消滅を記録し、公証するという重要な役割を果たしておりますが、近年全国的に、当事者の知らない間に虚偽の戸籍届が提出されて、戸籍に不実の記載がされる事件が発生し、社会問題となっています。また、最近では、数名のグループで、氏変更を目的とすると思われる養子縁組・養子離縁・婚姻・離婚の届出が短期間に繰り返される事例が見られます。これは、届出人の意思に基づくものであれば受理せざるを得ないものの、養子縁組や婚姻の趣旨を逸脱しているとも考えられ、戸籍の身分関係の登

録・公証制度の信用を揺るがすことにもなりかねないと危惧されるところです。

こうした中で、政令指定都市や全国連合戸籍事務協議会などからの要望等に応えていただくかたちで、不実の記載がなされた戸籍の原状回復策として「申し出による戸籍再製制度」が平成14年12月の戸籍法の一部改正により実現し、また、平成15年3月の法務省民事局長通達により、すべての市区町村において、届出時の本人確認を実施することとされました。

このように、被害者の救済と虚偽の戸籍届の抑止及び早期発見という面で前進は見ていますが、さらに、抜本的な虚偽の戸籍届の防止対策が必要であると考えております。

つきまして、戸籍制度に関して、下記の事項について検討していただくよう要望します。

記

早急に、抜本的な虚偽の戸籍届の防止対策を講じられたい。

ただし、次の点を考慮されたい。

- ① 現在の本人確認の取扱いの問題点等を検証したうえで、対策を講じていただきたい。
- ② 届出人の大きな負担は極力避ける配慮をお願いしたい。
- ③ 社会情勢の変化に対応し、民法改正をともなう婚姻制度、養子縁組制度の改正など、現行の届出を基本とした戸籍制度の再検討が必要と考える。